

家族そろって加入しよう

交通災害共済は、2月から申し込みを受付します、

◆年間掛金 一人 500円

◆通院1日から見舞金支給

■交通災害共済制度とは？

一人ひとりがわずかな掛金を出し合い、不幸にして交通事故による災害を受けられた方に、交通災害共済見舞金を支給して救済する制度です。

■対象となる事故は？

日本国内の道路上など（道路として機能している場所、不特定多数の方が出入りできる駐車場など）において、自動車・バイク・自転車等の運行中に発生した事故、または、これらの車両にひかれるなどの事故。

■加入できる方は？

日野町に住民登録または外国人登録をしている方。町内の事務所・事業所・学校などに勤務または在学している方。

■加入手続きは？

申込用紙は、全戸配布します。申込用紙に必要事項を記入のうえ、掛金を添えて各区長・町代さんまでお申し込みいただくか、住民課まで直接お申し込みください。

■共済期間は？

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間（4月1日以降に申し込みをされた場合は、その翌日から平成25年3月31日まで）

※飲酒運転、無免許運転、その他故意または重大な過失による場合には災害見舞金は支給できません。



■交通災害共済見舞金の請求と期間は？

請求は、加入者証（領収書）、災害を受けた本人の預金通帳（未成年の方は親権者）と印鑑、医師の診断書、交通事故証明書などをお持ちのうえ、住民課までお越しください。請求期間は交通事故に遭われた日から2年以内です。詳しくは住民課までお問い合わせください。

国民年金

口座振替による

前納が

大変お得です！



●お申し込みは2月末までに

国民年金保険料を口座振替で前納（将来分をまとめて納付）すると、保険料の割引があります。

平成24年4月分から、保険料の1年前納または6か月前納を希望される場合、または、振替方法の変更を希望される場合は、平成24年2月末までに手続きが必要です。手続きは、金融機関の届出印をご持参の上、口座振替を希望する金融機関（ゆうちょ銀行を含む）、日本年金機構草津年金事務所、または役場住民課保険年金担当の窓口でお願いします。なお、口座振替の手数料は不要です。

現在、口座振替を利用されており、これまでに前納の手続きをされた方は、引き続き決められた期日に前納分が口座振替されます。

参考 口座振替を利用した場合の保険料額【平成23年度（1か月15,020円）の場合】

	振替内容	保険料	割引額
1年前納	4月分から翌年3月分までの保険料を4月末に振替	176,460円/1年	3,780円/1年
6か月前納	4月分から9月分までの保険料を4月末に、10月分から翌年3月分までの保険料を10月末に振替	89,100円/6か月	1,020円/6か月
早割制度	毎月の保険料を当月末に振替	14,970円/1か月	50円/1か月
翌月振替	毎月の保険料を翌月末に振替	15,020円/1か月	納期限日に振替のため割引なし

※平成24年度（平成24年4月～平成25年3月）の保険料は、平成24年2月中に告示される予定です。

◆問い合わせ先

住民課 生活環境交通担当

☎ 52 6578 有線 5 7784

◆問い合わせ先

草津年金事務所 国民年金課
☎ 077156712220
住民課 保険年金担当

☎ 52 6571 有線 5 7784